**土地貸借請書**

（貸借内容）

第１条　借受人は、下表のとおり葉山町長（以下「町」という。）より借り受ける。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 区分 |  |
| 種目 |  |
| 使用用途 |  |
| 数量・単位 |  |
| 貸付期間 | 令和　　年　　 月　　 日から令和　　年　　 月　　 日まで |
| 貸付料 | ￥　　　　　　　円 |

（物件保全義務及び使用上の制限等）

第２条　借受人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

1. 葉山町公有財産規則（平成３年葉山町規則第14号）その他関連法令を遵守し、善良な管理者としての注意をもって貸借物件の維持保全に努めなければならない。
2. 貸借物件を第三者に転貸してはならない。
3. 貸借物件を第１条に掲げる貸借内容以外に使用してはならない。
4. 貸借物件の形質を変更してはならない。
5. 貸付料は、町が定めた期日までに納付しなければならない。

（暴力団排除措置による契約解除）

第３条　町は、借受人が葉山町契約規則（平成８年規則第２号）第43条第1項第６号の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。この場合において、解除により借受人に損害があっても、町はその損害の賠償の責任を負わないものとする。また、既納の貸付料については返還しないものとする。

令和　　年　　月　　日

葉 山 町 長 　　山　梨　　崇　仁　　　殿

借受人

住所

氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　印